

同窓会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、北海道函館北高等学校(以下「函館北高」という)同窓会と称し、必要とあれば支部を各地方に設けることができる。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の教育理念を継承、実践することにより社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 会 員

(会員)

第 3 条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1)正会員 函館北高の卒業生

(2)準会員 函館北高にかつて在籍していた者及び平成 17 年度並びに平成 18 年度に入学したものの

(3)名誉会員 函館北高の旧職員及び本会並びに本校の発展に功績のあった者

2 本会会員は、その住所を変更の都度、本会に連絡するものとする。

第 3 章 事 業

(事業)

第 4 条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)会員相互の交流事業

(2)その他、本会の目的を達成するために必要とする事業

第 4 章 組 織

(構成)

第 5 条 本会に、役員・幹事・事務局を置き、活動の効率化を図ることとする。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

(1)会 長 1 名

(2)副会長 2 名

(3)理 事 若干名

(4)会計監査 2 名

2 会長・副会長・理事・会計監査は、正会員のうちから役員会の推薦を得て、会員の承認を得た者とする

3 役員は、次の各号の会務を行う。

(1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3)理事は、役員会に出席し意見を述べるとともに、事務局及び本会の運営にあたる。

(4)会計監査は、本会の会計を監査する。

(幹事)

第7条 本会会員相互の連絡調整を行うために、各卒業年次(各期)毎に幹事1名を置く。

(事務局)

第8条 本会の運営を円滑に行うために次の事務局を置き、本会の具体的な業務の実行を行う。

(1)事務局長(総務・会計) 1名

(2)事務局員 若干名

2 事務局は理事の中から役員会において選任され、会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員、幹事の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは次期総会で、幹事については次期役員会で選任することとする。

第5章 総 会

(構成)

第10条 総会は本会最高の決議機関であって、全会員をもって構成される。

(召集)

第11条 定期総会は3年に1回開催することを原則とし、臨時総会は役員会の要求により、会長が召集する。

2 総会の議事は、出席正会員の過半数で決め、可否同数の場合は会長が決定する。議長は会長が努める。

(審議事項)

第12条 総会での審議は次の事項とする。

(1)会則の改正

(2)本会運営にかかる重要事項の決定

(3)役員会選任事項にかかる承認

第6章 役 員 会

(構成)

第13条 役員会は、役員をもって構成し、総会に次ぐ決定機関であり、執行機関である。

(召集)

第14条 役員会は、必要の都度開催し、役員の過半数の出席によって成立し、議決は、出席役員の過半数の賛同を得てなされる。

(業務)

第15条 役員会は、次の事項を決定執行する。

(1)会則に基づく諸規定の制定・改廃

(2)事業の基本方針

(3)予算の編成・執行並びに決算

(4)その他本会の運営に必要な事項

第7章 会 計

(会費)

第16条 本会の運営に必要な経費は、函館北高同窓会基金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(運用)

第 17 条 函館北高同窓会基金は、他の収入等と併せ、本会事業発展のため、役員会によって運用される。ただし、基金の取り崩し等の重大な支出については総会の承認を得るものとする。

(報告義務)

第 18 条 役員会は定期総会において、過年度の収支決算を報告しなければならない。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 雑 則

(会則の改訂)

第 20 条 本会会則の改訂は、総会の承認を必要とする。

(その他)

第 21 条 本会会則の施行に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

本会則は、昭和 41 年 3 月 10 日に制定し、同日より施行する。

附 則

本会則は、平成 15 年 9 月 13 日に制定し、同日より施行する。

附 則

本会則は、平成 18 年 10 月 21 日に改訂し、同日より施行する。

附 則

本会則は、平成 21 年 2 月 21 日に改訂し、同日より施行する。

附 則

本会則は、平成 26 年 6 月 7 日に改訂し、同日より施行する。